

平成29年9月21日～平成30年9月20日

店 社 安 全 衛 生 計 画

年度重点施策	実施事項
1. 玉掛け作業を標準通りに行う。	玉掛け者はもちろんのこと、クレーン運転者・合図者等の玉掛け作業に関わる労働者の基本的分担、作業の実施に際しての留意事項等を取りまとめた玉掛け作業の安全に係わるガイドラインを作成し、関係事業者に対してガイドラインの周知徹底を図る。現場担当者がガイドラインを理解するよう、上位者は指導徹底を図る。
2. 開口部養生の漏れをなくす。	転落防止柵及び開口部養生における設置基準(ガイドライン)を取り決め、現場担当員が理解するよう上位者は指導徹底を図る。 安全課における定期パトロール、上位者による現場点検を行い、安全に関する意識向上となるよう指導する。
3. 梯子の使用について標準通り行う。	作業内容を詳しく把握している現場担当者がリスクアセスメントを行い、リスク低減措置の検討と実施によって、労働者の安全意識の高揚を図る。安全課、上位者は現場点検を行い、現場担当者を指導する。
4. 重機使用時の立入禁止措置を確実に行う。	1. 事業者、元方事業者、特定元方事業者の講ずべき措置を現場担当者に上位者が指導理解させ、重機作業時における立ち入り禁止措置を各現場状況に合わせ、工夫し、実施して重機作業から生ずる危険を排除する。 2. 各現場毎に現場安全旗に現場従業者全員が署名し、無事故完工を目指す。 3. 作業管理者は現場従業者全員と日々コミュニケーションを図り、良好な関係を築く。